

監査委員公表第659号

令和2年3月31日付け監査第848号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、大分県教育委員会教育長及び大分県公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月4日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
（知事部局・福祉保健部）		
南部保健所	令和元年9月19日、 10月18日	<p>指摘事項</p> <p>収入事務について、釣銭資金整理簿を作成していなかったこと、また、処置票領収書の使用枚数、書損枚数、不用枚数などを確認していなかったことから行方不明のものが1枚あったことなど、不適正な現金出納事務が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>金銭出納員への釣銭資金取扱要綱の理解の促進を図り、金銭出納員が交代した際の釣銭資金整理簿の記帳整理を確実にを行うとともに、毎月末に必ず金銭出納員が釣銭残高を確認し、所属長に報告することとした。</p> <p>また、処置票領収書の発行、入金については、職員への制度の周知徹底を図るとともに、必ず複数の職員で確認し、処置票領収書を使い終わった都度、必ず使用、書損、不用の枚数を所属長が確認することとした。</p>
（教育庁及び教育機関）		
日田教育事務所	令和元年10月4日、 10月29日	<p>指摘事項</p> <p>臨時講師等に係る雇用保険被保険者資格取得・喪失届等について、過年度から当該文書を公共職業安定所へ提出するための起案文書が作成されておらず、公印規程等で定められた公印取扱主任者も当該事実を確認することなく公印の使用を承認していた事例が多数認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>公印取扱主任は、関係規程に則って作成した公印使用の手順書を、その都度、確認を行いながら処理することとした。</p> <p>公印を使用する業務の管理表を作成し、課内で共有しながらチェックを行うよう改めた。</p>

<p>玖珠美山高等学校</p>	<p>令和元年10月11日</p>	<p>指摘事項</p> <p>高等学校の水道使用量について、役場から「異常水量のお知らせ」の通知が毎月学校に届いていたにもかかわらず、早期に掘削調査等の適切な措置を講じなかった結果、水道使用料が対前年同期に比べ過大となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、量水器を定期的に確認するとともに、検針票が届き次第、前年度と比較確認を行う。</p> <p>漏水の疑いがある場合は、直ちに業者へ調査を依頼し、漏水が認められた場合は速やかに修繕を行う。</p>
<p>中津北高等学校</p>	<p>令和元年11月1日</p>	<p>指摘事項</p> <p>学校環境整備委託業務について、学校私費会計取扱要領には「学校運営に関する経費で、学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費は公費負担とする。」と定めているにもかかわらず、経費の一部を私費会計で負担することが常態化している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後、除草等の学校環境整備に関する経費は公費で執行するよう適正な事務処理を行う。</p>
<p>宇佐支援学校</p>	<p>令和元年10月18日</p>	<p>指摘事項</p> <p>スクールバス運行委託について、運行要領第4条に運転手等を選任したときは履歴書を学校長に提出するよう定められているにもかかわらず、履歴書の提出のない者がスクールバスを運転し物損事故を起している事例などが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>添付漏れの乗務員履歴書は直ちに提出させた。健康状況確認書類も書面にて提出させた。</p> <p>事故発生直後は、運行委託業者代表へ事故防止のための安全運行体制と社員教育及び健康管理の徹底を要請した。</p> <p>今後は、教育財務課が示したスクールバス運行要領に則って契約を行い、契約条項の確認を徹底するとともに、複数の職員でチェックを行うこととする。併せて、業者との連絡・調整・協議を継続して行うとともに、管理体制を強化し、安全運行に努める。</p>

大分支援学校	令和元年12月6日、 12月23日	<p>指摘事項① 現金出納事務について、現金の受入れの遅れや月を越しての収納など、現金に係る不適正な取扱いが多数認められた。</p> <p>措置状況① 製作品売却代金を当日に事務室に提出するよう、職員に徹底できていなかったことから、製作品を売却した当日に現金を事務室へ持参するよう、責任者への周知徹底を行った。 収納金は大分県会計規則第40条の規定に従い適正に行う事を徹底する。</p> <p>指摘事項② 給食施設に係る消耗品の購入について、平成30年度に発注していたにもかかわらず支出を次年度の予算で行っていたほか、支出負担行為を行わずに発注し納品を受けるなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況② 物品購入については、会計年度の区分を意識し、事務職員全員で会計年度独立の原則を遵守し、適切な会計処理を行うとともに、確実な納品検査を行う。</p> <p>指摘事項③ 生産製作品の事務処理について、生産製作品調書・生産製作品出納簿が作成されていないなど、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領に基づく手順がとられていない事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 部門責任者に大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領を配布するとともに、各調書や生産製作品出納簿の記載方法等について説明を行い、周知徹底を図った。また、事務職員全員で要領を再確認し、チェック体制を改め、再発防止に努める。</p>
--------	----------------------	--

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・総務部)		
大分県東部振興局日出水利耕地事務所	令和元年9月11日、 10月1日	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>事故を起こした職員に所長から嚴重注意をするとともに、事故防止に向けた取組として、全職員に事故内容を周知し、毎月行っている職員会議において、交通事故防止に向けた注意喚起を行った。</p> <p>令和元年度はこれらの取組に加え、職員の交通安全の意識の醸成及び交通安全の知識の習得を図るため、下記についても取り組んだ。</p> <p>① 職員が自ら話し合い、班ごとに交通事故の具体的防止策の話し合いを持った。</p> <p>② 交通安全街頭指導に若年層の職員を積極的に参加させた。</p> <p>③ 東部振興局等で行われる交通安全の研修会に積極的に参加させた。</p> <p>今後もこれらの取組を積極的に行うとともに、人事課及び用度管財課連名通知における衝突事故防止等の取組を徹底し、事故の再発防止に努める。</p>
(知事部局・福祉保健部)		
<p>中部保健所由布保健部</p>	<p>令和元年9月19日、10月18日</p>	<p>注意事項</p> <p>領収書冊子の保管について、平成27年度に交付した領収書冊子の繰越処理をしておらず、また、長年にわたり金庫以外の場所に放置し、出納員が適正に管理していなかった事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>平成27年度に使用していた領収書冊子1冊が検査室のレターケース内に保管されたままになっていた。</p> <p>使用中及び使用済み（平成26年度から令和元年度）の処置票について、領収書受払簿と照合して全て確認を行ったが、適切に管理されていることを確認した。今後も、金庫において適正管理を行う。</p>
<p>西部保健所</p>	<p>令和元年10月3日、10月4日、10月29日</p>	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>交通事故防止については、所内での会議等を通じて日頃から注意喚起しているが、改めて会議の場や個人面談を行い、交通法規の遵守及び交通事故防止の徹底を指示した。また、公用車の格納時の事故を防止するため、公用車の大きさに応じた</p>

		<p>格納場所に見直しを行った。</p> <p>今後も、公用車を使用する際には、職員同士で安全運転の声掛けを奨励し、同乗の職員は適切な誘導を行い、事故の再発防止に努める。</p>
こども・女性相談支援センター	令和元年9月24日、 10月25日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>全職員に対して、当該注意事項を周知すると共に、人事課長及び用度管財課長通知「公用車の事故防止の徹底について」を再度周知し、安全確認を徹底するよう指示した。</p> <p>また、毎年全職員を対象に交通安全についての研修を実施している。</p> <p>今後も、交通安全運動期間・非常事態宣言発令・他の官公署における事故事案など、機会を捉え、交通安全意識を喚起し、安全運転の励行を図っていく。</p>
(知事部局・農林水産部)		
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	令和2年1月15日、 2月4日	<p>注意事項</p> <p>農協との柑橘の委託販売契約について、農協等が売却代金から控除する手数料等は、大分県会計規則に基づき繰替払により県費で補填しなければならないが、過年度から当該手数料等について契約書に定めていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>委託販売契約の内容について、農協と事前協議を行い、契約書の条文及び手数料算定方法を確認した。</p> <p>協議の結果、令和2年度の委託販売契約は柑橘の販売金額から控除する手数料について契約書に定め、令和2年4月1日付けで締結を行った。</p>
農林水産研究指導センター畜産研究部	令和元年10月30日、 10月31日、11月20日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>当該職員に対しては、厳重注意を行なうとともに、豊肥振興局主催の交通安全講習会に参加させた。</p> <p>なお、職員に対しては、交通安全研修会を開催するとともに、衛生委員会等でことあるごとに交通安全について、注意喚起を促している。</p>

		今後も引き続き交通安全研修会等を開催し、公用車に損害を生じさせないように努める。
(教育庁及び教育機関)		
別府教育事務所	令和元年9月24日、 9月25日、12月10日	<p>注意事項</p> <p>修学旅行の旅費について、早朝出発にもかかわらず旅行雑費の加算が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>正確な出発時刻の確認を行ったところ、早朝出発に該当する7時に出発していたことが判明したため、旅行雑費の追給処理を行った。</p> <p>今後は、正確な出発及び帰着時刻を確認し、行程表に記載するよう各所属及び学校支援センター宛て周知する。また、所属内で職員ごとに行程が異なる場合は、それぞれの行程が正確に把握できる一覧表等の資料の提出を求めることとした。</p> <p>また、教育事務所内においては、旅費審査時に複数職員によるチェックを行うよう、再度徹底する。</p>
大分教育事務所	令和元年9月24日から9月26日まで、 10月23日	<p>注意事項</p> <p>非常勤職員に係る通勤経路の認定について、最短距離であることのみをもって当該認定を行った結果、「最も経済的かつ合理的」な経路でないことが判明し、再認定による通勤費用弁償日額の追給を要する事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>最短距離であることのみをもって認定を行った認定経路について見直しを行い、過小支給となっていた6名に対して追加支給を行った。</p> <p>また、再発防止のため所内研修を実施し、複数職員でのチェックを行うよう改めた。</p>
高田高等学校	令和元年10月24日	<p>注意事項</p> <p>修繕料の執行について、予定価格が10万円を超えているため見積り合わせを行うべきところ、行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>会計処理業務のチェックのあり方を確認し、規則に則った予算執行を行うように意識統一をした。今後は事務室内での情報共有及び相互チェックの徹底を図り、適切な会計事務を行っていく。</p>
大分東高等学校	令和元年11月25日	<p>注意事項</p> <p>特殊勤務手当について、支給対象となる日の</p>

		<p>修学旅行等引率指導の業務に対して、手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 監査翌月の給与支給時に追加支給をした。 今後、引率日程から対象となる時間を算出する際は、複数の職員による確認を行い、業務の終了時刻については実際の帰着時刻を確認することとした。</p>
芸術緑丘高等学校	令和元年11月29日	<p>注意事項 短期留学の下見を兼ねた教員の海外現地視察について、予算の執行等について関係機関と十分に協議等を行っていなかったため、当該経費の一部を学校私費会計から支出していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 私費会計から支出した経費について、教育人事課から予算令達を受け、公費から改めて支出し、私費会計に当該経費分を返納した。今後は、私費会計取扱要領に基づき、安易に私費会計から支出を行うことのないよう、適正な事務処理を行う。</p>
由布高等学校	令和元年11月15日、 12月12日	<p>注意事項 消火器の管理について、寄附の受入れや備品登録、棄却処理等の必要な手続が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 備品登録、棄却処理については、速やかに手続を完了させた。 今後、備品管理についても漏れのないように複数の職員でのチェックを行うよう改めた。</p>
日田林工高等学校	令和元年10月11日、 10月31日	<p>注意事項 演習林宿舍棟等の工事請負契約において、発注者として工期の変更を発議すべきところ、受注者からの工期延長変更請求によって変更契約を行うなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況 工事請負契約において、工期延長等変更契約に係る手続を行う際には、変更事由等を適切に判断し、約款に沿った適正な事務処理を行うこととする。 今後は、工事事務に関する手続きの確認を複数の職員で行い、内部チェック体制を確保すると</p>

		<p>もに、不明な点があれば関係機関に問い合わせを行うなど、慎重に手続を進めることにより再発防止に努める。</p>
玖珠美山高等学校	令和元年10月11日	<p>注意事項</p> <p>農業実習での加工品の生産について、原材料として購入した材料品の受払いを材料品出納簿に記載せず、また加工品の価格決定に当たり、生産製作品価格調書等を作成していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>直ちに材料品出納簿に記載するとともに、価格調査票及び生産製作品価格調書を作成した。また校長が個人面談を通じ、農場会計を担当する職員全員に適正な帳簿作成を指示した。</p> <p>今後は、農場主任に加え、事務室の収入担当者及び総括も含めた複数人で帳簿の確認を行うようチェック体制を改めた。</p>
中津北高等学校	令和元年11月1日	<p>注意事項</p> <p>複数の部室の鍵の亡失について、大分県会計規則第21条の規定に基づき所属長は直ちに事故報告書に意見書を添えて知事に提出しなければならないにもかかわらず、監査日現在においても当該物品の紛失について事故報告書が提出されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>定期監査後、鍵の紛失に係る事故報告書を知事に提出した。また、校内全ての鍵について、使用者が把握できるよう一覧表を作成のうえ、定期的に管理状況を確認するとともに、部顧問による部室の管理と施錠の徹底に取り組むこととした。</p> <p>今後は、物品を紛失したことが判明した際には、速やかに大分県会計規則第21条の規定に基づき事故報告書を知事に提出するよう適正な事務処理を行う。</p>
別府支援学校	令和2年1月15日、1月16日、2月6日	<p>注意事項</p> <p>別府支援学校石垣原校倉庫解体工事について、基礎撤去工事の追加施工に当たり、原設計を変更し、変更後の設計価格、原契約の落札率等を元に請負金額変更の契約を締結すべきところ、同工事の請負者から提出された見積書の金額で同者と基礎撤去業務委託契約を締結していた事例が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>条例・規則等に沿った事務処理を行い、事務室内での相互チェックを行う。また、緊急の場合でも安易に事務処理を進めるのではなく、主管課と相談したうえで適正な事務手続を行う。</p>
竹田支援学校	令和元年10月25日	<p>注意事項</p> <p>特殊勤務手当について、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事した職員に対して、教育業務連絡指導手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>支給要件を確認し、11月給与において追給の処理をした。</p> <p>今後は、複数の目で生徒指導主任等の発令を確認するとともに、支給要件を満たしているかどうかについて、規則等に照らして確認する。</p>
佐伯支援学校	令和元年11月8日、11月26日	<p>注意事項</p> <p>特別支援学校実習会計事務について、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領が策定され、当該要領等に基づき実習会計を処理することとなったにもかかわらず、平成30年度まで私費会計で処理していた事例などが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>生産及び売払いの事務処理が学校内で完結し、当該要領の対象外であるとの誤った解釈に基づき、当該要領を適用していなかったため発生した。</p> <p>令和元年度からは実習会計の事務処理方法を改め、当該要領に基づいた事務処理としている。</p> <p>今後も当該要領に基づき適切な事務処理を行っていく。</p>
新生支援学校	令和元年11月19日、12月17日	<p>注意事項</p> <p>消防設備保守点検等の長期継続契約について、「債務負担行為に基づく複数年度にわたる契約と異なり、歳出予算が保証されていないことから予算の減額等があった場合は契約を解除する」旨の特約条項に関する条文を当該契約書に定めていないほか、各月の支払金額等についても契約書に表記していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>監査後、職員全員で根拠規定等を改めて確認した。今後は、契約書作成の際に必ず根拠を確認するとともに、各月の支払金額等の契約書への表記</p>

		についても複数の職員で確認する。
(警察本部)		
別府警察署	令和元年12月23日、 令和2年1月17日	<p>注意事項</p> <p>借用物品（パソコン）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>本件事案発生後、幹部会議において事案の発生原因等について情報共有のうえ、署員に対しては、例会等により具体的指示を行い、再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後も引き続き、例会等の機会を通じ、物品の適正使用と損傷事案の防止に向けて指導教養に取り組む。</p>